

インボイス制度に対する当社の対応

2023年10月1日からインボイス制度、すなわちインボイス(適格請求書)による請求・保管の制度が始まります。この制度に関し弊社の対応を述べます。

対応

当社は、当面、次の対応をとります。

インボイス制度の登録をしません。

理由は、次のとおりです。

弊社は、現在、免税事業者です。登録することによって課税事業者になり新たな手間が発生するからです。

適格請求書を発行できないことによって関係者に何らかの不利益を与える場合、個別に対応します。

見直し

次のいずれかのうち早い時期に上記対応を見直します。制度の変更にも注意をはらっていきます。

課税事業者になったとき

2026年10月1日

顧客への対応

従来のお客様に対し2023年9月30日までの対応を10月1日以降も踏襲します。新規のお客様にも同様の対応をします。

ただし、お客様が個人、免税事業者または簡易課税制度を選択している課税事業者でない事業者（大企業など）の場合、相談申し上げ、ご要望にそって対応します。

仕入先への対応

従来 of 仕入先様（多くが経営コンサルタント）に対し、2023年10月1日以降も同様に
対応します。新規の仕入先にも同様の対応をします。

ただし、必要に応じて消費税相当額を報酬等に参入し報酬等として請求していただきます。

2023年2月6日

代表取締役 左近祥夫